

上田地域広域連合 障がい者活躍推進計画

機関名	上田地域広域連合（事務局）
任命権者	上田地域広域連合長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
上田地域広域連合事務局における障がい者雇用に関する課題	<p>団体設立の経過から職員構成は、正規職員のほとんどが構成市町村からの派遣職員で、その他に少数のプロパー職員と非常勤職員で構成されている。</p> <p>これまで一般事務の非常勤職員に障がい者を採用しており、法定雇用率を維持している状況である。非常勤職員には、介護認定調査員及び環境衛生従事者もいるが、業務の内容から障がい者の採用は難しい。</p> <p>今後も職員雇用については、大きな変化が見込めないことから法定雇用率を維持するためには、一般事務の非常勤職員に障がい者を採用するか、構成市町村からの障がいを持った職員の派遣により確保する必要がある。</p> <p>本計画のもと、障がい者である職員の活躍のためには、働きやすい職場環境づくりや体制整備に取り組んで行くことが重要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>（各年度） 法定雇用率を継続的に補充するよう採用に努める。</p> <p>【評価の方法】 毎年の任免状況通報により把握及び進捗管理を行う。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせないことに努める。</p> <p>【評価の方法】 毎年の任免状況通報時に定着状況を把握し、進捗管理を行う。</p>
取組内容	
①障がい者の活躍を推進する体制整備	<p>○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○障がい者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を総務課に設置し、関係者間で情報を共有し、連携を図る。</p> <p>○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、速やかに選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、必要な資格認定講習を受講させる。</p>
②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>○障がい等により従来の業務遂行が困難となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>○所属長との人事評価面談を行う中で、業務の状況などを確認し、必要に応じ検討を行う。</p>

<p>③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要請を踏まえて、可能な範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。 <p>○各種休暇を活用し、状況に応じた働き方を促進する。</p> <p>○本人の希望も踏まえて、実務研修、向上研修等の教育訓練などを受講しやすい体制とする。</p> <p>○中途障がい者（在職中に疾病、事故等により障がい者になった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な支援・配慮を行う。</p>
<p>④その他</p>	<p>○関係法令等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援・配慮に努める。</p>